

**認可保育所、認定こども園（保育所部分）
などを利用する子どもたち**

対象

- 3歳児クラス～5歳児クラスの子ども（満3歳に到達した次の4月1日から無償化の対象となります。）
- 住民税非課税世帯に属する、0歳児クラス～2歳児クラスの子ども

※既に認可保育所・認定こども園を利用している人は、新たな手続きは不要です。

無償化対象外の経費

延長保育料、行事費、通園バス使用料、市外の園を利用する場合の食材料費など

従来からの多子軽減の取扱い

0歳児クラス～2歳児クラスの弟妹の保育料は、従来の制度（第2子は半額、第3子は0円）が継続されます。

食材料費（給食費、主食費〔ご飯、パンなど〕・副食費〔おかず・おやつなど〕）を泉佐野市は無償化！

認可保育所、認定こども園（保育所部分）を利用する3歳児クラス～5歳児クラスの食材料費について、今まで副食費が保育料に含まれていました。本来無償化後は主食費と同様に実費徴収することになっていますが（0歳児クラス～2歳児クラスについては、これまでと同様保育料に含まれる。ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の子どもについては、副食費が免除される）、泉佐野市在住で、泉佐野市内の私立幼稚園、認可保育所、認定こども園を利用する子どもたちの食材料費を無償化します。

【現在】

	3～5歳児クラス		0～2歳児クラス
	教育認定(1号)	保育認定(2号)	保育認定(3号)
主食費	実費徴収	実費徴収	保育料に含まれる
副食費	実費徴収	保育料に含まれる	保育料に含まれる

**幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
などを利用する子どもたち**

対象

- 3歳児クラス～5歳児クラスの子ども（満3歳に到達した日から無償化の対象となります。）
- 就園奨励費補助金を支給している幼稚園などについては、月額上限25,700円まで無償化されます。

※無償化に伴い、従来の就園奨励費補助金は廃止される予定です。無償化の対象となるには、認定申請書の提出が必要です。施設から配布される「施設等利用給付認定・変更申請書」に必要事項を記入の上、施設へ提出してください。就園奨励費補助金を支給していない幼稚園と認定こども園（幼稚園部分）を利用している人は、新たな手続きは不要です。

無償化対象外の経費

行事費、通園バス使用料、市外の園を利用する場合の食材料費など

食材料費

泉佐野市在住で、泉佐野市内の私立幼稚園、認定こども園を利用する子どもたちの食材料費を無償化します。

※児童発達支援などのサービスと幼稚園などを併用して利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

【10月以降（法改正後）】

	3～5歳児クラス		0～2歳児クラス
	教育認定(1号)	保育認定(2号)	保育認定(3号)
主食費	実費徴収		保育料に含まれる
副食費	実費徴収		保育料に含まれる

認可外保育施設等を利用する子どもたち

※新たな保育認定が必要なため、9月末までに、直接子育て支援課へ申請が必要です。

対象 保育の必要性（※1）が認定された以下にあてはまる子ども

- 3歳児クラス～5歳児クラスの子ども（満3歳に到達した次の4月1日から無償化の対象となります。）
 - 住民税非課税世帯に属する、0歳児クラス～2歳児クラスの子ども
- ※認可保育所、認定こども園、預かり保育を実施している幼稚園などを利用できていない人が対象となります。

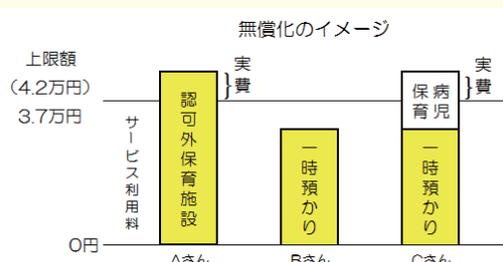
対象となる施設・事業

- 認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育など
- 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（利用内容により一部無償化の対象外）

※複数サービスの併用も上限額の範囲で無償化の対象となります。

無償化される利用料

3歳児クラス～5歳児クラスは月額37,000円、0歳児クラス～2歳児クラスは月額42,000円を上限に利用料が無償化されます。



泉佐野市は無償化！

※泉佐野市在住で、泉佐野市内の私立幼稚園、認可保育所、認定こども園を利用する子どもに限ります。



（※1）保育の必要性の認定要件（保護者の就労、疾病など）、支給方法については、子育て支援課へ問い合わせてください。

制度概要等については、『内閣府無償化特設ページ』も御覧ください。

<https://www.youhomushouka.jp/>

10月1日から
スタート!

3～5歳児クラスの幼稚園・認可保育所・ 認定こども園などの利用料が無償化されます



問合せ先 子育て支援課

3歳児クラス～5歳児クラスの幼稚園、認可保育所、認定こども園などを
利用するすべての子どもたちの利用料が無償化されます！

※ 0歳児クラス～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。幼
稚園、認定こども園（幼稚園部分）などは満3歳児から対象になります。

**さらに！泉佐野市在住で、泉佐野市内の私立幼稚園、認可保育所、認定
こども園を利用する子どもたちの食材料費（給食費）も無償化されます。**

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を 利用する子どもたち

※新たな保育認定が必要なため、利用している施設を通じて、9月
末までに申請が必要です。

対象 保育の必要性（*1）が認定された以下にあてはまる子ども

- 3歳児クラス～5歳児クラスの子ども
- 住民税非課税世帯に属する、満3歳の子ども（満3歳に到達した
次の3月31日まで）

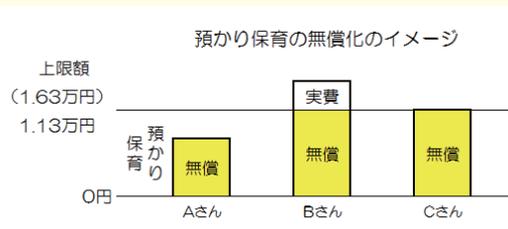
対象施設・サービス

在園する幼稚園などが実施する預かり保育

※在園する幼稚園などが預かり保育を実施していないなどの場合
は、預かり保育の利用料のほか、認可外保育施設などの利用料も無
償化の対象となる場合があります。

無償化される利用料

実際の利用料と「日額単価（450円）×利用日数」を比較して、
低い方の金額が上限
11,300円（満3歳に到
達した次の3月31日
までは16,300円）まで無
償化されます。



児童発達支援等のサービス を利用する子どもたち

※無償化にあたり、新たな手続きは必要
ありません。

対象 満3歳児になって初めての4月1日
から小学校入学までの3年間

対象サービス 児童発達支援等
無償化される利用料

幼稚園、保育園、認定こども園などと併
用する場合は、両方とも無料

※利用料以外の費用（医療費等）は保護
者負担となります。

